

## 沖縄県景観検討の基本方針（H29 本格運用版）

（平成 29 年 3 月 31 日 土木建築部長決定）

（令和 4 年 1 月 31 日 改定）

### 第 1 章 目的

- 1 景観に配慮した社会資本整備により形成される良質な公共空間は、地域の価値を向上させ、地域住民に精神的な豊かさをもたらすとともに、後世における資産となるべきものである。
- 2 社会資本整備に当たっては、良好な景観の保全、地域の潜在的価値発掘による魅力ある景観形成、また、それら保全・形成された景観の継承のために、事業者、市町村、住民、学識経験者等の景観保全・形成（以下、「景観形成」という）に携わる関係者が協力することが不可欠である。そのためには、景観形成に携わる関係者が互いに共通の認識に立つことができるように、できるだけ客観的、論理的に景観に関する評価を行う必要がある。
- 3 本基本方針は、「国土交通省公共事業における景観検討の基本方針」（平成 21 年 4 月改訂）を踏まえ、沖縄県土木建築部所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者（以下、「住民等」という）や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための手順と体制を定めるものである。

### 第 2 章 定義

- 1 本基本方針において「景観検討」とは、事業の計画・設計段階における景観整備の方針の策定、景観の予測と評価、その結果を踏まえた計画・設計案への反映、施工・維持管理段階における評価による改善方策の検討や類似事業、景観検討手法への反映をいう。
- 2 本基本方針において「景観検討区分」とは、事業ごとの景観上の重要性に応じて適切な景観検討を行うために設定する計画・設計等における景観検討の程度を指す。
- 3 本基本方針において「事務所等」とは各土木事務所、施設建築課、本庁事業所管課等の各個別事業の景観検討の実施部署を指す。
- 4 本基本方針において「事業景観アドバイザー」とは、本基本方針に基づいて実施する事業において、計画・設計・施工・維持管理に関する景観上の助言を受けるために、景観分野の専門性及び景観検討の実務の経験を有する学識経験者等のうちから、事務所等と調整のうえ事務局（都市計画・モノレール課）が指名する者をいう。
- 5 「景観ガイドライン等」とは、次のものを指す。
  - ・「“美ら島沖縄” 風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）」

- ・「沖縄県景観形成ガイドライン」
  - ・「沖縄県景観評価システム—景観チェックリスト・解説書（道路事業）—」
  - ・「沖縄県景観評価システム—景観チェックリスト・解説書（公共建築事業）—」
  - ・「沖縄県景観評価システム—景観チェックリスト・解説書（港湾事業）—」
  - ・「沖縄県景観評価システム—景観チェックリスト・解説事例集（河川事業）—」
  - ・「沖縄県景観評価システム—景観チェックリスト・解説書（海岸事業）（案）—」
  - ・その他市町村等が作成した景観計画、景観形成に関するガイドライン・指針等
- 以下参考— 国の景観ガイドライン等
- ・「官庁営繕事業における景観形成ガイドライン」
  - ・景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（案）
  - ・河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」  
「多自然川づくりポイントブック」  
「美しい山河を守る災害復旧基本方針」
  - ・砂防関係事業における景観形成ガイドライン
  - ・「海岸景観形成ガイドライン」
  - ・道路デザイン指針（案）
  - ・「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」
  - ・「港湾景観形成ガイドライン」
  - ・「航路標識整備事業景観形成ガイドライン」

### 第3章 基本方針の位置づけ

- 1 本基本方針は、土木建築部が所管する公共事業における景観検討の基本的な枠組みを示すものである。

### 第4章 対象とする事業と検討実施主体

#### 1 対象事業と景観検討区分

- (1) 土木建築部所管公共事業のうち、事業採択されている事業を対象とする。事業採択前の事業は、沖縄県景観評価委員会の意見を踏まえた上で、事務所等の責任において景観検討を行うこととする。

ただし災害復旧については、事業の緊急性等に応じて柔軟な景観検討を行うことができるものとする。なお、土木建築部以外が実施する公共事業については、各事業の特性を踏まえつつ、本基本方針を勘案して対象とすることができる。

- (2) 本基本方針の対象事業の景観検討区分は、重点検討事業、一般検討事業、検討対象外事業の3種類とする。対象事業に関する景観検討区分の分類は、事務所等が原案を作成し、事務局において関係者及び沖縄県景観評価委員会の意見を踏まえて決定する。事務局は、「景観検討区分一覧表」をとりまとめて「沖縄県景観評価委員会」（第5章3（1）、（2）参照）に報告する。
- (3) 重点検討事業は、以下のいずれかに該当する事業とする。

- ①沖縄まちなみミュージアム地区（候補地区を含む）内で行う事業

②優れた景観を有する※1地域で行う事業

※1 優れた景観を有するとは、以下の表に示す法令及び条例等に基づく景観に関わる規制の対象となる地域・地区等を想定

根拠法等	対象地区等
景観法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建造物等に係る場合）</li> <li>・ 景観地区</li> <li>・ 準景観地区</li> <li>・ 地区計画等の区域 （景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）</li> <li>※上記は指定が予定・準備されている場合を含む</li> <li>・ 市町村の景観審議会で審議される事業</li> </ul>
地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定歴史的風致維持向上計画の重点地区</li> </ul>
景観に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沖縄県及び市町村の条例により定められた指定地区（景観法以外の法令に基づく景観に関する条例）</li> </ul>
都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風致地区</li> </ul>
自然公園法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域</li> </ul>
文化財保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統的建造物群保存地区</li> <li>・ 重要文化的景観</li> </ul>
都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別緑地保全地区</li> </ul>
世界遺産条約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世界遺産</li> </ul>

③主要な観光地などで行う事業

④観光地などへの主要なアクセス道路

⑤市町村が景観計画等でシンボルロード、サイクリングロードに位置づけている道路

⑥上記④、⑤の道路及び多くの観光客、地域住民が利用する航路からよく見える事業で、景観に与える影響が大きい事業。

⑦市町村景観計画で位置付けているなどの優れた視点場からの眺望景観に与える影響が大きい事業

⑧事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事務所等が判断する事業

⑨その他、事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

(4) 検討対象外事業は、地下構造物等事業による周辺への景観上の影響がないか、極めて小さいものであるため、将来にわたって景観構成要素とならない事業とする。ただし、周辺条件の変化や計画・設計の変更によって景観への影響が生ずることが見込まれるようになった場合には、本基本方針に基づき適切な景観検討を行うものとする。

(5) 一般検討事業は、重点検討事業及び検討対象外事業以外の事業とする。

## 2 実施主体

景観検討の実施主体は、対象事業を所管する事務所等とする。なお、事務所等と他の関係機関が共同で実施する事業が対象事業である場合には、共通の景観整備方針を取りまとめるなど、十分な連携を図ることとする。

### 3 実施単位

景観検討の実施単位は、事業採択を行う事業単位を基本とする。ただし、事業特性や「景観整備方針」（第5章、第6章参照）を踏まえ、事業の一部（業務単位）を実施単位として設定する等柔軟な対応をすることができる。

## 第5章 土木建築部における景観検討体制の整備

### 1 事務所等の体制

(1) 事務所等における景観検討を円滑に実施するため、事務所等に「土木事務所等景観検討会議」（構成：所長、技術総括、事業実施班長、関係班長、計画調査班長等）を設置する。

（※景観検討を実施する部署が本庁事業所管課の場合には、本庁事業所管課に設置する。）

(2) 「土木事務所等景観検討会議」では、景観検討区分（案）の確認、「景観アドバイス会議」を活用して景観検討を実施する。

事務所等は「景観検討区分（案）一覧表」及び「景観検討結果等一覧表」を事務局へ提出する。なお、事務局は、原則として重点検討事業について「沖縄県景観評価委員会」（3(1)、(2)参照）へ確認・助言を依頼する。

### 2 事業景観アドバイザーの知見の活用（「景観アドバイス会議」等の活用）

(1) 事務所等は、「景観アドバイス会議」の開催、または「意見聴取」の実施により、景観検討する個別事業について事業景観アドバイザーの助言を受けるものとする。

(2) 「景観アドバイス会議」の構成メンバーは、事業景観アドバイザーの他、技術総括（議長）、事業実施班長、関係班長、計画調査班長等、本庁関係班長、市町村景観担当課長、関係機関担当者、設計コンサルタント担当者及び事務局等とする。

事務所等は、必要に応じて本庁関係班長、市町村景観担当課長、関係機関担当者等に対して参加案内を行う。

技術・建設業課担当者は、オブザーバーとして参加するものとする。

### 3 土木建築部の体制

(1) 土木建築部に、「沖縄県景観評価委員会」を設置する。

「景観評価委員会」は学識経験者（事業景観アドバイザーなど）、建築都市統括監、土木整備統括監、都市計画・モノレール課長、技術・建設業課長、事業所管課長、関係課長、各土木事務所長で構成するものとし、委員会の開催、運営は事務局が担当する。

(2) 「沖縄県景観評価委員会」では、以下について審議する。

○沖縄県景観評価システムの運用・改訂

○景観検討区分及び沖縄県景観評価委員会で確認・助言する案件の確認

- 個別事業の景観検討の取組状況の把握と今後の方向性
  - 個別の事業・構造物の設計内容等について助言（プロセス漏れは検討を指示する）
  - 個別事業の景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の方向性の設定
  - 職員の景観検討技術の向上のほか、景観の向上に必要と認められる事項
- (3) 事務所等は、沖縄県景観評価委員会で確認・助言を受ける案件については、以下の資料を事務局へ提出する。
- ①景観形成について配慮すべき基本的事項（基本的事項の景観チェックリストと基本的事項とりまとめ資料）
  - ②計画・設計段階等の景観チェックリストと景観検討結果取りまとめ資料（景観整備方針及び具体的なプランなど）
  - ③施工にあたっての申し送り事項
  - ④維持にあたっての申し送り事項及び維持管理計画
  - ⑤検討体制図
  - ⑥指摘事項及び要望とその対応一覧表
- なお、事務所等は、沖縄県景観評価委員会へ報告する案件については、事務局からの要請がある場合には、これらの資料を提出する必要がある。
- (4) 事務局は、土木建築部における重点検討事業の景観検討実施件数、概要等を取りまとめ、一覧表形式で公表するものとする。
- また、地域の良好な景観形成の取り組みの推進に資するため、市町村等との意見交換にこれを活用する。
- (5) 事務局は、技術・建設業課との連携により土木建築部職員及びコンサルタント職員の景観技術力向上に関する業務を行うものとする。なお、技術・建設業課は設計積算標準化等に関する業務を行うものとする。

## 第6章 重点検討事業の景観検討

重点検討事業に係る景観検討は、以下に示すように、「事業景観アドバイザー」や市町村、住民等を含む検討体制を整え、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観形成について配慮すべき基本的事項」及び「景観整備方針及び具体的なプラン」の取りまとめを行うとともに、これに基づく景観の予測・評価を実施した上で、事業の各段階でその検討結果を反映するものとする。

### 1 計画段階から施工段階

#### (1) 検討の時期

景観検討は、事業特性を踏まえ適切な時期から開始する。この際、地域景観の骨格に大きな影響を与える計画段階から検討を開始するように努める。なお、構造物等の設計及び施工においても、景観検討を行いながら設計等を取りまとめる必要がある。

事務所等は景観検討年度の前年度に景観検討のために必要な予算要望を行うものとする。

#### (2) 検討体制の構築

- ① 事業の特性に応じて、事業景観アドバイザーの知見、住民等の意見、市町村や民間組織等と

の連携を踏まえた景観検討を行うことができる適切な検討体制を構築する。

- ② 景観検討に係る業務委託に際しては、公共施設の景観設計に習熟した技術者が関われるように留意するものとする。
- ③ 住民等の意見聴取は以下のように行う。
  - 事務所等は、当該事業における景観形成にあたり配慮すべき基本的事項や景観整備方針や具体的なプランなどに係る情報について、住民等に提供し、住民等の意見や提案を聴取するように努める。
  - 情報の提供は、インターネットやアンケート、ワークショップ等の方法により行う。
  - 提供する情報は、事業実施後の景観イメージを住民が理解できるよう、スケッチパースやフォトモンタージュなど視覚的な表現方法による資料を用いて行う。
  - 事務所等は、住民等から聴取された意見や提案について、必要に応じ「事業景観アドバイザー」に報告する。
- ④ 市町村、民間組織等との連携は以下のように行う。
  - 景観検討を行うに当たって、事務所等は必要に応じて市町村から意見聴取する。
  - 当該事業地内またはその近傍で国、市町村、民間事業者等が行う関連事業が存在する場合、一体となった整備ができるよう、必要に応じて協力を依頼する。
  - 事務所等は、必要に応じて当該地域の景観形成に資する活動を行う民間組織等との連携も考慮するものとする。

### (3) 景観形成にあたり配慮すべき基本的事項の取りまとめ

入手可能な最新の文献やその他資料に基づき、当該事業周辺の景観や土地利用状況、当該地域における地域景観の目標像※2、景観に関する規制等の把握・抽出を行い、「景観形成にあたり配慮すべき基本的事項」を取りまとめる。なお、当該事業が景観法に基づく景観重要公共施設に係る場合は、景観計画に定められる整備に関する事項（景観法第八条第2項第四号ロ）に即さなければならない。

基本的事項は、解説書等に準じて、「STEP1：地域特性の把握（敷地及び敷地周辺の特性の把握）」、「STEP2：景観デザインの配慮事項の抽出」、「STEP3：景観デザインの目標像の立案」を取りまとめること。

※2 当該地域における地域景観の目標像とは、景観法に基づく景観計画や、景観ガイドライン等に示されるものである。今後、景観法に基づき策定される景観計画も想定される。当該地域における地域景観の目標像が存在しない場合には、関係団体と調整を図りながら、当該事業における景観検討の一環として、地域景観の目標像を設定することができる。

### (4) 「景観整備方針及び具体的なプラン」の取りまとめ

- ① 「景観形成にあたり配慮すべき事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を取りまとめる。
- ② 「景観整備方針」※3とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※3 「景観整備方針」は、解説書等に準じて、以下のような事項を定めた、景観デザイン結

果をとりまとめた資料とする。

なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。  
また、評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。

- 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
    - － 周辺の景観等への配慮の考え方
    - － 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等
  - 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
    - － 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方  
(例)・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方
      - ・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方
      - ・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
    - － 細部設計、材料等選定の考え方
    - － コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等
- ③ 「具体的なプラン」※4とは、「景観整備方針」に基づき、施設や空間の具体的なプランを、文言や図面（平面図、立面図、断面図）、イメージ写真、模型、パースなどを用いて、視覚的にわかりやすくとりまとめたものである。
- ※4「具体的なプラン」は、解説書等に準じて、以下のような事項を定めた、景観デザイン結果をとりまとめた資料とする。
- なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。  
また、評価の項目・尺度、予測・評価手法についても設定する。
- 「景観整備方針」に基づく、施設や空間の具体的なプラン
    - － 具体的な配置、大きさ
    - － 具体的な形状、素材、色彩 等
- ④ 「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を取りまとめるにあたっては、事業実施担当者が必ず当該事業周辺の景観や土地利用状況を現地にて確認するものとする。
- ⑤ 「景観整備方針」及び「具体的なプラン」は、計画段階、設計段階等で、検討範囲、熟度が異なるが、段階の進捗に応じて熟度を向上させるものとする。
- ⑥ 「景観整備方針」及び「具体的なプラン」は、時間経過に伴う周辺情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直すことができる。ただし、見直しに当たっては、景観形成の取り組みの統一性を確保するため、既に検討済みの部分との整合を図ることが必要である。なお、その際、見直しの過程が分かるようにしておくものとする。
- ⑦ 事業実施担当者は、沖縄県景観評価委員会で確認・助言を受けた案件については、景観に係る計画・設計が完了した段階で「計画・設計段階の景観チェックリスト」、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を事務局へ提出する。また、事業が完了した段階で「計画から施工段階の景観チェックリスト」、「景観整備方針」、「具体的なプラン」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について事務局へ提出する。この他事務局からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を提出する。なお、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」の検討、見直しにあたっては、

事業景観アドバイザーの意見を聞くものとし、これを参考に当該事業の「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を策定または修正するよう努める。

⑧「景観整備方針」及び「具体的なプラン」は、事務所等において、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持管理段階へ継承していくものとする。

⑨事務所等は、事業景観アドバイザーの助言、住民等、市町村、民間組織等の意見を踏まえ、「景観整備方針」、「具体的なプラン」及び景観ガイドライン等に基づき計画・設計・施工・維持管理を行う。

#### (5) 景観の予測・評価

事務所等は、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」に基づき、適切に景観形成がなされるよう景観の予測・評価を行う。

景観の予測・評価に当たっての留意点を以下に示す。

①各施設の規模・形状等の設定の根拠について、予測・評価の項目・尺度から見て、できるだけ論理的に説明する必要がある。また、景観の予測・評価手法には定性的、定量的な手法が様々あるが、景観整備方針、各施設の種類や整備目的・内容に応じて適切な予測・評価手法を選ぶ必要がある。

②景観の予測・評価に当たって、フォトモンタージュやスケッチパース、コンピュータグラフィックス、模型などの景観予測手法を用いることは景観形成に携わる関係者が容易に互いに共通の認識に立つことができる点で有効である。

ただし、その使用に当たっては、再現性※5や操作性※6などの各手法の特徴（別表参照）や当該事業の景観検討の熟度に留意し、その費用対効果等を十分検討するものとする。

※5 再現性：景観をどの程度のリアリティ・精度をもって表現するか。

※6 操作性：視点の移動や部分的な変更、修正をどの程度行えるか。

③景観の予測・評価手法の選定に当たっては、「事業景観アドバイザー」から意見聴取することが望ましい。

#### (6) 景観の予測・評価結果の反映

事務所等は、景観の予測・評価の結果を踏まえ、計画・設計が景観整備方針や具体的なプランに適合するために必要な修正を加えるものとする。

#### (7) 施工にあたっての申し送り事項及び維持管理にあたっての申し送り事項の作成

事務所等は、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」が継承され良好な景観が形成されるよう適切な施工・維持管理を行うため、「施工にあつての申し送り事項」及び「維持管理にあつての申し送り事項」を作成する。

#### (8) 検討体制図、指摘事項及び要望とその対応一覧表の作成

事務所等は、「検討体制図」をとりまとめるとともに、事業景観アドバイザー等からの指摘事項等とその対応状況を引き継げるよう、「指摘事項及び要望とその対応一覧表」を作成する。

## 2 維持管理段階

事務所等は、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」が継承され良好な景観が形成されるよう適切な維持管理を行うため、「維持管理にあつての申し送り事項」を活用して「維持管理計画」を



作成する。

## 第7章 一般検討事業の景観検討

一般検討事業に係る景観検討は、「景観形成について配慮すべき基本的事項」、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」の取りまとめを行い、景観ガイドライン等を参照しつつ、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」に則って実施するものとする。

一般検討事業における景観検討は、以下に示す事項を除き、第6章1から2によるものとする。

1 第6章1から2における「重点検討事業」を「一般検討事業」に読み替えるものとする。

2 第6章1(4)①、②、③を以下のとおりとする。

① 「景観形成にあたり配慮すべき基本的事項」や事業計画の内容・特性を踏まえ、当該事業における「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を取りまとめる。

② 「景観整備方針」※7とは、当該事業により整備する施設や空間及びその周辺景観との関係などについて示す景観形成の基本的な考え方や方向性などであり、事務所等が景観検討を行う上で基本となるものである。

※7 「景観整備方針」は、解説書等に準じて、以下のような事項を定めた、景観デザイン結果をとりまとめた資料とする。

なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。

- 対象となる施設や空間とこれを取り巻く周辺景観との関係における基本的な考え方
  - － 周辺の景観等への配慮の考え方
  - － 住民等の利用を考慮した整備の考え方 等
- 施設や空間そのものの景観整備の具体的な方針
  - － 施設や空間の規模・形状・配置等の設定の考え方
    - (例)・背景となる自然地物と調和する構造物の規模設定の考え方
    - ・構造特性等を活用した形状の洗練等の考え方
    - ・構造物及び施設全体のデザイン等の統一性、一貫性を確保するための考え方
  - － 細部設計、材料等選定の考え方
  - － コスト縮減、費用対効果を考慮した整備の考え方 等

③ 「具体的なプラン」※8とは、「景観整備方針」に基づき、施設や空間の具体的なプランを、文言や図面（平面図、立面図、断面図）、イメージ写真などを用いて、視覚的にわかりやすくとりまとめたものである。

※8 「具体的なプラン」は、解説書等に準じて、以下のような事項を定めた、景観デザイン結果をとりまとめた資料とする。

なお、以下に示すものはあくまでも一例であり、事業の特性を踏まえた事項を設定する。

- 「景観整備方針」に基づく、施設や空間の具体的なプラン
  - － 具体的な配置、大きさ
  - － 具体的な形状、素材、色彩 等

3 第6章1(4)⑦を以下のとおりとする。

事業実施担当者は、沖縄県景観評価委員会で確認・助言を受けた案件については、計画・設計が完了した段階で「景観整備方針」及び「具体的なプラン」について事務局に報告する。また、事業が完了した段階で「景観整備方針」、「具体的なプラン」及び完成した事業の写真等、施設等に反映された景観検討の結果について事務局に報告する。この他事務局からの要請がある時には策定または策定後に修正された当該事業の「景観整備方針」及び「具体的なプラン」を提出する。

4 「景観整備方針」及び「具体的なプラン」は、事務所等において、計画段階から設計段階、設計段階から施工段階、維持管理段階へ継承していくものとする。

5 事務所等は、「景観整備方針」、「具体的なプラン」及び景観ガイドライン等に基づき、計画・設計・施工を行う。

6 第6章1(2)、(5)、(6)、については、必須としないが、必要に応じて実施することができる。

7 事務所等は、「景観整備方針」及び「具体的なプラン」が継承され良好な景観が形成されるよう適切な施工・維持管理を行うため、「施工にあつての申し送り事項」及び「維持管理にあつての申し送り事項」を作成する。

8 事務所等は、「検討体制図」をとりまとめるとともに、事業景観アドバイザー等からの指摘事項等とその対応状況を引き継げるよう、「指摘事項及び要望とその対応一覧表」を作成する。

## 第8章 既存制度との整合

1 当該事業において、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」等に基づき住民参加手続きを行っており、検討の項目に景観を盛り込んでいる場合は、住民等の意見聴取や学識経験者等の活用についてはその手続きの中で行うことができる。

2 事業特性を踏まえ、既に景観の専門家を交えた委員会等により景観に関する計画等の検討・策定を行っている場合は、本基本方針に基づき景観検討を行っているものと見なすことができる。

### 3 景観法、景観条例等との整合

- ・ 対象事業が景観法に基づき策定された景観計画区域に一部または全てが存在する場合、景観計画に則するものとする。
- ・ 当該事業が景観地区、準景観地区、地区計画等の区域（景観法に基づく地区計画等形態意匠条例が定められたものに限る）、風致地区、伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観、歴史的風土特別保存地区、第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区、特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域、

市町村が制定する景観条例に基づく指定地区に一部または全てが存在する場合、その地区の目的、規制内容に則するものとする。

- ・ 当該事業について、市町村の要請に基づき、景観の専門家を交えた市町村景観審議会等で審議を行う場合は、本基本方針に基づく「沖縄県景観評価委員会」に報告するものとする。

#### 4 環境影響評価（選定項目：景観）との関係

- ・ 本基本方針に基づく景観検討の中で実施した評価は、環境影響評価の一環として行うものではなく、事業者の自主的な取り組みとして実施するものである。
- ・ 環境影響評価における景観は、「人と自然との豊かな触れ合い」に含まれる選定項目であり、基本的事項に示される方針（第二 二(3)ア「景観」に区分される選定項目については、眺望景観及び景観資源に関し、眺望される状態及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。）に基づき、事業者が調査、予測及び評価を行うものである。これは、本基本方針における景観検討の一部を計画段階において実施しているものである。

### 第9章 適用

- 1 本基本方針（H29 本格運用版）は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 本基本方針は、令和 4 年 1 月 31 日から施行する。

## (別添) 沖縄県景観評価委員会規約

### (名 称)

第1条 本会は、沖縄県景観評価委員会（以下「委員会」という）と称する。

### (目 的)

第2条 委員会は、沖縄県土木建築部が行う社会資本整備の景観が向上することにより地域住民が誇りを持つよう、さらに観光客の満足度も向上し観光振興につながるよう、公共事業の景観評価システムを検討することを目的とする。

### (委員会事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 沖縄県景観評価システムの運用・改訂について審議する。
- (2) 個別事業の景観検討区分及び沖縄県景観評価委員会で確認・助言する案件を確認する。
- (3) 個別事業の景観検討の取り組み状況を把握し、今後の方向性について確認する。
- (4) 個別の事業・構造物の設計内容等について助言を行う。（プロセス漏れは検討を指示する）
- (5) 個別事業の景観検討における各事務所等を越えた事業間の調整の方向性について確認する。
- (6) 職員の景観検討技術の向上のほか、景観の向上に必要と認められる事項について審議する。

### (組織運営)

第4条 委員会の組織及び運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は別表の委員で組織し、互選により委員長及び副委員長を置く。
  - (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
  - (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - (4) 委員会は、定数の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 2 行政委員および事業担当委員は、他用務で出席できない場合は、代理出席者を立てることができる。

### (関係者の出席)

第5条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

### (委員会の事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課に置く。

### (雑 則)

第7条 この規約の定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別途委員会に諮って定めるものとする。

### (施 行)

第8条 本規約は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 本規約は、令和4年1月31日から施行する。

(別表)

## 沖縄県景観評価委員会

### 学識者委員(敬称略 五十音順)

池田 孝之 (琉球大学 名誉教授) 【都市計画】 【公共事業】

友寄 孝 (一般社団法人 沖縄しまたて協会 理事・技術環境研究所所長) 【道路】

波多野 想 (琉球大学 島嶼地域科学研究所 所長) 【観光景観】

### 関係機関行政委員

沖縄総合事務局 開発建設部 企画調整官

### 行政委員

土木建築部 建築都市統括監

土木建築部 土木整備統括監

### 事業担当委員

各土木事務所長

事業所管課長

技術・建設業課長

都市計画・モノレール課長

関係課長※

※事業所管課長を除く土木建築部各課長(ただし、土木総務課、用地課、下水道課、建築指導課を除く)

### 事務局

都市計画・モノレール課

## 沖縄県景観評価システム事業景観アドバイザー（案）

事業景観アドバイザー（敬称略）

平成 29 年 3 月時点

### 《道路》

友寄 孝（一般社団法人沖縄しまたて協会 技術環境研究所 技術環境部 部長）【道路】

増山 晃太（熊本大学大学院 先端科学研究部 景観デザイン研究室 学術研究員）【道路】

堀 温子（東京大学 アジア生物資源環境研究センター 産学官連携研究員）【道路】

下里 哲弘（琉球大学 工学部 准教授）【橋梁】

古波蔵 健（沖縄県景観形成研究会 顧問）【公共事業】

安里 直美（琉球大学 非常勤講師）【造園】

### 《河川》

島谷 幸宏（九州大学 工学部 教授）【河川】

皆川 朋子（熊本大学大学院 先端科学研究部 環境科学部門 准教授）【河川】

神谷 大介（琉球大学 工学部 准教授）【河川】

古波蔵 健（沖縄県景観形成研究会 顧問）【公共事業】

### 《営繕》

西村 浩（東京藝術大学 美術学部デザイン科 非常勤講師）【建築】

伊良波 朝義（NPO 法人首里まちづくり研究会）【建築】

中島 親寛（沖縄県建築士会）【建築】

### 《港湾》

齋藤 潮（東京工業大学 環境・社会理工学院 教授）【港湾】【海岸】

入部 綱清（琉球大学 工学部 助教）【港湾】【海岸】

### 《海岸》

齋藤 潮（東京工業大学 環境・社会理工学院 教授）【港湾】【海岸】

入部 綱清（琉球大学 工学部 助教）【港湾】【海岸】

※沖縄県景観評価委員会委員は、事業景観アドバイザーを兼ねることができる。

(別表) 景観予測手法・ツールの特徴

(出典：国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)平成21年4月1日)

予測手法・ツール	特徴等
1. 視覚化ツールの活用	
(1) パース (透視図・画像)	
1) スケッチパース	<p>○ある視点場から得られる対象事業完成後の景観を透視図法によって描く方法で、背景を含めた景観全体を描く必要があるが、自由な視点からの自由な画角による描写や、表現の意図的な簡略化や強調が可能である等、パース図の作成目的や検討の熟度等に合わせた表現の自由度を持つ。したがって、景観的課題に対応した整備効果を、代表的視点場から得られる景観によって、端的にわかりやすく表現する場合に適する。</p> <p>○スケッチパースは、表現方法や描く人間の描写能力によって、再現性等の表現の質が左右されやすく、フォトモンタージュより再現性は劣る。したがって、複数案の中から最終案を評価・選択する目的でスケッチパースを使用する場合(択一式アンケート調査等による多数決等)は、絵の巧拙や目の惹きやすさ等によって判断される可能性があり、注意を要する。</p>
2) フォトモンタージュ	<p>○撮影した写真の上に、整備箇所の完成予想図を合成して、景観の変化を予測する方法で、完成予想図の作成方法には、通常のパース図によるものと、コンピュータ・グラフィックス(以下、「CG」という)による手法とがある。</p> <p>○CGによるフォトモンタージュは、再現性に優れ、整備前後の景観変化を端的にわかりやすく比較したい場合等によく用いられる。また、部分的な変更や修正は、CGを活用すれば比較的容易に行える点で操作性は高いが、現状の写真がベースとなるため、現状で写真撮影が可能な視点場からの景観予測に限定される。</p>
3) コンピュータ・グラフィックス (CG)	<p>○コンピュータを用いて、3次元データによる空間や構造物等の形状を構築し、3次元的に表現する方法。パースやフォトモンタージュでは、視点や画角が変わるごとに、それぞれの作業が必要となるのに対して、CGは自由な視点の設定、データの部分的な追加、修正等が可能で、操作性に優れ、複数視点場からの対象施設・構造物の景観を確認したり、1つの視点場から得られる対象物の複数設計案の景観を比較検討する場合等に適する。</p> <p>○周辺地域を含め、構築する施設や空間の情報量が大きくなるため、一般的に時間、費用両面からコスト高となるが、複数の施設・構造物等により構成される景観を多数の視点から確認する場合や、朝～夜の時間変化、天候変化、季節変化を反映した様々な場面を想定する場合、また、構築した3次元データをその後も引き続き様々な場面で活用することが想定される場合等は、費用対効果の面でもメリットがある。</p>
(2) VR (動画)	<p>○CGデータを基に動画として発展させたもので、視点を自由に移動させて、任意の視点から得られる景観を即時に再現可能で、視点の移動に伴う継ぎ的な景観の再現も可能となる。したがって、周辺土地利用状況等が多様で、近～遠景まで広範に多数の視点場・視対象を有する地域や、道路走行時等の連続的な視点移動を伴う視点場から得られる景観の予測、多数の構造物が発生したり、既存と異なる新たな視点場が生じる事業等における景観予測に適する。</p>
(3) 模型	<p>○3次元の空間を、縮尺を変えた3次元媒体によって再現したもの。遠景から近景まであらゆる角度から自由な視点を設定して確認することが可能である。アイレベルの景観を予測する際には、ファイバースコープを用いた写真等により行う。</p> <p>○模型は、長大な施設や空間の全体像、地形に対する施設・構造物の収まり、構造物相互の形の収まり、構造物自体の形状等の表現が容易で、それらを最も適切、且つ体感的に認識し、理解することができるため、活用の頻度が高い。</p> <p>○模型は、検討用の簡易なスタディ模型から完成模型まで、様々な目的・場面に応じた様々なスケール、表現を用いた検討・確認が可能であるが、それゆえに、目的や検討の熟度に応じた適切な縮尺、材料、仕上げ方法等を選択する必要がある。スタディ模型は、景観的なリアリティ・精度は劣るが、構造物等の3次元的な形の収まりや部分的な細部形状の検討等、予測と評価を繰り返す際に特に有効なツールである。</p>

予測手法・ツール	特徴等
2. モックアップ	
原寸模型、又は、試験見本	○施設・構造物の実物大の模型や、実際の材料を用いた試験見本（パネル等）の製作により、細部デザインの検討や、素材の風景との馴染み具合等の現地確認を行う。
3. 現地確認	
(1) 現地確認（簡易）	○塗板等簡易な供試体を現地に設置して、当該環境下における対象物（色・素材等）の実際の見え方や印象を確認する。
(2) 曝露試験	○ある一定の期間、塗板等の供試体を現地に設置して、当該地の環境の変化とそれによる対象物の見え方の変化や汚れ・劣化等を確認・予測するために行う。
(3) 試験施工	○新しい技術等を用いる施設・構造物を現場において試行し、現地での適用性やその効果を確認するために行う。
(4) ライトアップ・照明実験	○現地で照明実験を行い、照度、反射の度合い、周辺の光源を含めた中でのライトアップによる演出効果等を確認・予測するために行う。
4. 既往の知見の活用	
(1) 類似事例の参照	○当該事業対象地の条件に類似する事例を参照して、当該地の景観の経年変化等の予測を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。
(2) 模型実験	○水理学等に基づき、模型を用いた流水・落水表情デザインを検討する。 （粒子法等のシミュレーション・モデルにより PC 上で検討・予測する手法も存在する。）
	○河川工学等に基づき、模型を用いて構造物等の果たすべき機能と形のデザインの検討を行う。
(3) その他専門的知見に基づく形状予測等	○河川工学等に基づき、機能（治水等）と景観の両面から、河川法面の断面形状や水際部の形状等を予測し、デザイン検討を行う。 （複雑な断面形状や水際形状を有する河川における不等流計算による形状の決定等） ○生態学等に基づき、植生の生育状況とそれによる景観変化等の予測を行う。（気候・地質・土壌・方位（植栽斜面の傾斜方向と日照との関係）等から見た適合樹種及び生育予測 等） ○工学的知見に基づく機能と、景観面から望ましい形態等に関して、別々に検討せず、複数分野の専門的視点による総合的な検討・擦り合わせ（協働）が重要である。
(4) 景観指標等	○景観工学、心理学、人間工学等における既往の知見を活用して、景観や空間の印象度を、対象物や空間の規模や距離等に関する数値を用いた指標により、ある程度定量的に把握する。 ○この指標を厳密に適用・評価することは、対象や空間の持つ多様な側面の景観的・空間的な価値を排除しかねないため、厳密さを求めるものではなく、景観専門家等の助言を得ながら、一つの判断材料として用いることができる。
(5) 景観形成ガイドライン等の参照	○各分野で作成されている景観形成ガイドラインを参照し、景観形成の基本的な方向性・考え方や、それに対応する整備手法等の検討を行う。ただし、具体的な計画・設計の内容・方法は、地域ごとの特性によって異なるため、デザインの短絡的な引用は避けるべきである。